

食育推進イメージキャラクター「酢がめちゃん」の使用について

キャラクターを使用する者は、食育推進キャラクター使用許可申請書を事前に霧島市健康増進課に提出し、許可を受けること。なお、キャラクターを使用した際には、作成物（使用状況、グッズの撮影データ、電子媒体で可）を提出してください。

1. 使用範囲及び注意事項

- ①食育の推進に寄与する内容で使用する。
- ②非営利目的の場合のみ使用を認める。また、商用には利用しない。
- ③イラストへの加筆訂正（例：キャラクターの表情、衣装などを修正する）は行わない。ただし、白黒での印刷及びキャラクターに吹き出しを付けることは構わない。
- ④イラスト単体での使用、キャラクター同士を一部重ねての使用、一部切り出し（キャラクターの上半身部分のみ等）での使用を認める。
- ⑤大幅にイメージが変わらないよう、別紙「酢がめちゃん設定」の内容に沿って使用する。
- ⑥着ぐるみは取り扱いに十分注意し、丁寧に扱うこと。通常使用による消耗以上に破損した場合、使用者が修理を行う。
- ⑦着ぐるみ使用後には十分に陰干しし、除菌消臭スプレー等でのメンテナンスを行ったのち返却する。

2. イラスト利用可能媒体

インターネット（ホームページ、バナー等）、紙媒体（ポスター、チラシ、新聞等）、食育啓発グッズ（横断幕、旗、バッジ、ステッカー、ジャンパー、ミニノレン等）、動画中での利用（テレビCM、街頭ビジョン、ウェブ動画等）

3. イラストの使用期間について

イラストの使用期間は2年以内とする。

4. 着ぐるみの使用について

イベント等で使用する場合、着ぐるみ内は高温となるため、活動時間、行動計画等について、事前に健康増進課と協議を行ってください。

また、着ぐるみ着用時は視野が極端に狭く、歩行等の行動も制限されることから、活動時は必ず1人以上の介助者を付けてください。